

吉野町伝統的な文化の技術・技法継承者奨励金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における伝統的な文化が育んできた技術・技法の継承及び存続するため、その技術・技法を継承する人材の育成・確保を行うため、継承者に奨励金を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で奨励の対象とする技術・技法は、次に掲げるものから、町長が事前に吉野町文化財保護審議会の意見を聴取して定めたものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の指定・選定を受けた無形文化財・無形民俗文化財・文化財保存技術のうち、製作技術に関するもの。
- (2) 奈良県文化財保護条例（昭和52年奈良県条例第26号）の指定・選定を受けた無形文化財・無形民俗文化財・文化財保存技術のうち、製作技術に関するもの。
- (3) 吉野町文化財保護条例（平成31年吉野町条例第4号）の指定を受けた無形文化財・無形民俗文化財のうち、製作技術に関するもの。
- (4) 文化庁の認定を受けた日本遺産“森に生まれ、森を育んだ人々の暮らしとところ”の構成文化財のうち、製作技術に関するもの。

(支給対象)

第3条 本奨励金の支給対象者は、以下の条件を満たしているものとする。

- (1) 奨励金の新規申請時点で、年齢が45歳以下の者
- (2) 新規申請時点において、町内に住所を有する事業所で、第2条に定める技術・技法を用いた事業を10年（研修期間含む）以上継続している指導者のもとで、就職または研修を受けはじめて5年以内の者
- (3) 第2条に定める技術・技法を継承する意志があり、かつ、技術習得後も引き続き町内で就業し、または開業等を行う見込みがある者
- (4) 奨励金交付期間中および交付を完了してから5年の間、吉野町等が企画

する普及啓発活動やふるさと教育等に協力する意思のある者。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が吉野町暴力団排除条例（平成24年吉野町条例第1号）第2条第1号及び第2号に該当するとき、申請日から過去3年の間に町民税などを滞納しているとき、または本事業以外に継承者育成を目的とした補助等を受けているときは支給対象から除外する。

（奨励金の対象経費、金額、期間及び支給要件等）

第4条 奨励金の対象経費、金額、期間、支給要件は別表1のとおりとする。

（奨励金の申請）

第5条 奨励金の支給を受けようとする者は、吉野町伝統的な文化の技術・技法継承者奨励金支給申請書（様式第1-1号）を町長に提出するものとする。

- 2 前項の支給申請は、奨励金の支給の期間にかかわらず、単年度ごとに行うものとする。

（奨励金の支給決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、吉野町文化財保護審議会の意見を聴取した上で内容を審査し、支給の可否を決定し、吉野町伝統的な文化の技術・技法継承者奨励金決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長ならびに文化財保護審議会は、必要があると認めるとき、申請者、奨励金受給者または継承者の申請内容や技術・技法の継承状況等について調査し、または継続で申請する者に対しては前年度の活動報告等を求めることができる。

- 3 支給の可否を審査するときの評価項目は別表2の通りとする。

（奨励金の交付請求）

第7条 奨励金支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、4半期（第1期を4月から6月まで、第2期を7月から9月まで、第3期を10月か

ら12月まで、第4期を翌年1月から3月までとする。以下同じ。)ごとに技術・技法習得状況報告書(様式第3-1号)および補助金等交付請求書兼精算書(様式第3-2号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、受給者に補助金等確定通知書(様式第3-3号)を送付した上で、奨励金を交付する。

(奨励金の支給中止)

第9条 奨励金の支給決定後、受給者が次のいずれかに該当することが判明したときは、町長は、奨励金の支給を中止するものとする。

- (1) 支給要件を欠くに至ったとき
- (2) 支給を辞退したとき
- (3) 心身の故障のため技術を継承する見込みがなくなったとき
- (4) 奨励金支給の目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき

2 受給者は、前項各号に該当したときは、遅滞なく吉野町伝統的な文化の技術・技法継承者奨励金中止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段により支給決定を受け、又は奨励金の支給を受けた者に対し、奨励金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(吉野町伝統工芸継承者奨励金支給要綱の廃止)

第2条 吉野町伝統工芸継承者奨励金支給要綱（平成30年吉野町要綱第4号）

は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この要綱の施行の際に、現に吉野町伝統工芸継承者奨励金支給要綱に

よる支給を受けている者は、この要綱の相当規定により支給を受けているも

のと見なす。

別表1（第4条関係）

対象経費	奨励金の額	奨励金支給期間	支給要件
継承者に対する研修費	月額上限4万円	最長3年以内	研修日数が月に15日（お おむね100時間）以上。

別表2（第6条関係）

評価項目	評価する際の視点
奨励金の必要性	申請者の経済基盤など、奨励金の必要性を総合的に審査する
技術継承の緊急性	当該指導者の継承者の有無や年齢、同等の技術保持者の人数等を参照し、総合的に審査する
継承計画の妥当性	技術継承の方法や、その実現可能性などについて客観的な観点から審査する
継承技術の内容	継承する技術の難しさ、専門性、特殊性などに注目し、客観的な観点から審査する
将来の展望性	申請者の技術継承に対する意欲や、継承後に町内で活躍してもらえる見込み期間などについて、審査する